令和６年４月版

**１　四條畷市の福祉医療費助成制度について**

**＜助成対象者＞**各制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度名公費負担者番号 | 法別番号 | 対象者 | 担当課 |
| 重度障がい者医療**80270309** | 80 | ・重度の障がいがある人※ 所得制限あり | 障がい福祉課 |
| ひとり親家庭医療**82270307** | 82 | ・ひとり親家庭の１８歳に到達した年度末までの子とその親※ 所得制限あり※「両親のいない子とその養育者」も対象 | こども支援課 |
| 子ども医療**86270303** | 86 | ・１８歳に到達した年度末までの子ども※ 所得制限なし |

**＜助成範囲＞**

入院・通院・調剤・訪問看護利用料における医療費の自己負担分（健康保険適用分のみ）を助成。※入院時食事療養費は助成対象外

**＜一部自己負担金＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度名 | 入院・通院・訪問看護 | 調剤 | 一部自己負担上限額 |
| 重度障がい者医療 | それぞれ１医療機関ごと、１日最大５００円を自己負担。 | ３，０００円/月 |
| ひとり親家庭医療 | それぞれ１医療機関ごと、月に１日目と２日目まで最大５００円を自己負担。３日目からは無料。 | 自己負担なし | ２，５００円/月 |
| 子ども医療 |

**＜助成方法＞**

①現物支給　　医療証を提示し、医療機関窓口で一部自己負担金額のみを支払う。

②現金給付　　領収書を市に提出し、一部自己負担金を除いた差額を支給。

大阪府外での診療は原則現金給付となりますが、平成２９年４月診療分から社会保険加入者のみ奈良県内の対象医療機関での現物給付を実施しており、令和４年１０月時点で５００件を超える医療機関にご協力をいただいています。

※国民健康保険・後期高齢者医療・国民健康保険組合加入者はこれまで通り、現金給付のみ実施しています。現物給付の拡大に向け、引き続き国民健康保険団体連合会と協議していきます。

**２**　**現物給付になると**

**社会保険の方**

**支払基金**

**・保険者負担分**

**７割／８割**

**・自己負担分**

**３割／２割**

**１０割から一部自己負担金差し引いて併用レセプトで請求**

**※レセプトに公費番号を記載して、まとめての請求となります。**

**※社会保険のみ、３医療（重度障がい者・ひとり親・子ども）受給者に**

**対して、現物給付になります。**

**３　現物給付（社会保険）に対応するには**

　①レセプトコンピュータへ四條畷市の医療費助成情報（実施機関番号、計算方法及び併用レセプトの作成等）を登録・設定等を実施。

　②受診時に社会保険加入者には、一部自己負担金（１回５００円まで）のみ徴収。

　③医療費の請求方法の変更。社会保険分は併用レセプトにて支払基金奈良支部へ請求。

※国民健康保険・後期高齢者医療・国民健康保険組合分は現行どおり処理。

**４　現物給付の効果**

　①保険医療機関（保険薬局）のメリット

　　・医療費助成事業分の未収金の減少

　　・患者負担金のみ徴収による窓口業務の簡素化

　②四條畷市住民サービスの向上

　　・受給者の窓口負担減

　　・医療費助成事業に係る事務の効率化

**５　レセコン対応について**

レセプトコンピュータの設定・登録については、誠に恐縮でございますが、各医療機関にてご対応いただきますようお願いいたします。

（ご使用のレセプトコンピュータにより費用が発生する場合があります。）

あらかじめメーカーにお問い合わせをされる場合は、以下のとおりご照会ください。

「大阪府四條畷市の自治体医療と支払基金取り扱いの社会保険を、併用レセプトとして支払基金奈良支部に請求することとなった場合に、該当の公費番号が当院のレセコンで対応できるようにすることは可能でしょうか」